

平成29年度 へき地保育所保育料

へき地保育所の保育料は、世帯の所得に応じ、4月～8月分は平成28年度の市町村民税額、9月～3月分は平成29年度の市町村民税額により決定します。

保育所	区分	負担額
ことぶき (給食費含む)	生活保護世帯 市町村民税非課税 (母子・父子・障がい者世帯)	0
	市町村民税非課税	6,000
	市町村民税課税	12,300
川西・富士 清川・広野・愛国 (給食費別途※1)	生活保護世帯 市町村民税非課税 (母子・父子・障がい者世帯)	0
	市町村民税非課税	3,000
	市町村民税課税	9,300

※1 川西、富士、清川、広野、愛国保育所の給食費は、別途保育所へお支払いください。詳細は、各保育所にご確認願います。

※2 同一世帯から同時に入所する場合、2人目半額、3人目以降は0円となります(給食費も同様)。ただし、市町村民税の所得割額に応じて多子・ひとり親世帯等に係る保育料の負担軽減措置により保育料の軽減率が変わりますので、詳細は「多子・ひとり親世帯に係る利用料の負担軽減措置について」をご覧ください。

祖父母と同居している場合の保育料について

祖父母等と同居していて、父母(父子、母子家庭の場合は父、母)が児童を養育し、祖父母等とは別に生計を維持していると認められるのは・・・

平成27年分の世帯の年間の総収入(給与収入換算)が、778,300円以上ある場合です。

この金額を満たさない場合は、住民票上では祖父母等と世帯を分離していても、家計の主宰者を祖父母等とみなし、祖父母等の税額を合算した市民税額にて算定します。

※平成27年分の総収入の基準額は、平成29年4月～平成29年8月分の保育料について適用されます。

○保育料のご相談はこども課へ

保育料のお支払いや減免についてのご相談は、市役所3階のこども課保育所・幼稚園係で受け付けております(土・日・祝日を除く8:45～17:30)。

担当 帯広市役所こども課
住所 帯広市西5条南7丁目1番地
電話 65-4158